

殺虫剤はどこの店ででも買えますか？

(公社) 東京都ベストコントロール協会理事 緒方 一喜

《質問》

同じ殺虫剤で、商品によっては薬局でしか買えないものと、スーパーでも買えるものがありますが、どうしてでしょうか？（一都民から）

《回答》

真夏の頃、スーパーマーケットを訪ねると、その一角に百花繚乱のように色とりどりの殺虫剤の商品が並びます。欲しいものはなんでも買えるように思いますが、実はここでは手に入らない殺虫剤の商品もあるのです。

殺虫剤には、毒性の高いものがあるので、消費者の安全を守るために、国はその製造や流通を「薬機法」という法律で規制しています。

この法律の全容については、本誌の3頁に詳説されていますから、そちらをお読み下さい。ここでは、ご質問の趣旨に関連する「殺虫剤の流通や販売」に関する法律の部分を説明します。

この法律は医薬品の製造や流通等を規制するのですが、殺虫剤は疾病を媒介する蚊やハエ、ダニ等を駆除して疾病を予防する目的を持つので、医薬品として厳しい規制を受けるのです。一方、医薬品の中でも作用が緩和なものは「医薬部外品」として規制がやや緩和されていますが、殺虫剤は人体に直接触れる事も少ないので、別に「防除用医薬部外品」として取り扱われることになりました。

医薬品は、服用するもの、注射するもの、

皮膚に塗るなど、人体に直接取り込むものが多いので、その安全性は法律によって強く保全されています。薬剤師の存在する薬局でしか販売できない事になっています。殺虫剤では、有機リン剤のグループに属するもので、市町村の衛生班や、PCOなどのプロが使用するものがこれに当たり、防疫剤と呼ばれ、ラベルに「専門業者用」と表記する事になっています。これに対して、エアゾールや蚊取り線香のような比較的安全な家庭用製品は、防除用医薬部外品として規制が緩和されています。だから、これらはスーパーやコンビニや量販店でも販売できるのです。この家庭用製剤については、27～35ページの「日本における家庭用殺虫剤及び・・・」をお読み下さい。

さらに、複雑な事に、医薬品でない殺虫剤もあるのです。庭のアリやダンゴムシ、あるいはハチやユスリカ、シロアリは、直接に病気とは関係ないので、これらは医薬品の対象になりません。いわゆる雑品と呼ばれるものです。これらは、化学物質審査法、略称化審法によって、環境への影響を化学物質レベルで審査して使用を許可しています。市場に出てから以後の規制は特にありません。つまり。どこでも買えるのです。

現在、わが国の市場に流通している殺虫剤を、用途別、法規制別、市場別に分類してみると、別表のような6グループに分けられます、スーパーで買えるもの、買えないものがある事が分ります。

表1 殺虫剤の種類と規制法律・流通の違い

用途	規制 種目名	対象害虫	所管省庁	関係法律	スーパーで の購入
防疫用	医薬品	衛生害虫： ハエ・蚊・ ゴキブリ・ダニ	厚生労働省	薬機法	不能
家庭用	防除用 医薬部外品				可能
動物用	動物用 医薬品	家畜・ペット の害虫	農林水産省	薬機法	医薬部外品 のみ可能
農園芸用	農薬	農作物・園芸 作物の害虫	農林水産省	農薬取締 法	販売登録業 者なら可能
生活害虫用	無規制	アリ・ハチ等	経済産業省	化審法	可能
木材害虫用	無規制	シロアリ・キクイ ムシ等	経済産業省	化審法	可能

トピック

ヒアリに注意

国内で初めてヒアリ (*Solenopsis invicta*) が発見されたと、環境省が平成29年6月18日に発表しました。刺されるとアナフィラキシーショックを起こす危険があるので、十分注意するよう注意が喚起されました。最初に尼崎で輸入コンテナーの中で発見され、その後の追跡調査で、神戸市ポートアイランドのコンテナーヤードの舗装面の亀裂部で再発見されました。本種は「特定外来生物」に該当するので、環境庁所管になります。

普通のアリとよく似ていますが、頭循前縁中央の小突起や、10節の触角のうち先端2節が大きいと言う形態的特徴があります(環境庁提供写真参照)。ヒアリを刺激すると刺される場合があるので注意の事。

疑いのあるアリを発見した場合には、下記にご連絡下さい。

環境省自然保護局野生生物課
外来生物対策室

(直通) 03-5521-8344

(緒方一喜 記)

